

令和 8 年度第 1 回 千葉県情報公開推進会議

会 議 次 第

日 時：令和 8 年 8 月 2 7 日（木）
午後 1 時 3 0 分から
場 所：千葉県庁中庁舎 1 階
総務部審査情報課委員会室

第 1 部（公開・傍聴可）

1 開 会

2 議 題

- （1）千葉県情報公開推進会議の活動実績・情報公開制度の動向等について（報告）
- （2）情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

（ 5 ～ 1 0 分程度の休憩）

第 2 部（非公開）

1 議 題

- （1）苦情処理結果の検討について
- （2）その他

2 閉 会

千葉県情報公開推進会議委員名簿

(任期：令和7年7月7日から令和9年7月6日まで)

委員の区分	委 員	
	氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	お が の しょういち 小賀野 晶 一	千葉大学名誉教授
	た な か だいすけ 田中 大介	弁護士
	とみた ちづる 富田 千鶴	弁護士
住 民 の 代 表 者	おぐら ひさこ 小倉 久子	環境パートナーシップちば 理事
	すずき こういち 鈴木 公一	千葉県PTA連絡協議会 副会長
	やまぐち ゆきひろ 山口 幸宏	千葉県商工会連合会 専務理事
	わ だ ち づ こ 和田 千鶴子	中核地域生活支援センター くらっちセンター長

(敬称略 五十音順)

令和8年度第1回 千葉県情報公開推進会議
会 議 資 料

第1部

千葉県情報公開推進会議の活動実績
・情報公開制度の動向等について

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について

1 令和7年度の活動実績

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の調査結果の検討などを行っている。

(1) 会議（公開）の開催状況

令和7年度第1回会議（令和7年8月8日）

- ア 事務局から千葉県情報公開推進会議の令和6年度の活動実績及び開示請求の状況について説明があった。
- イ 千葉県情報公開条例の一部改正（拘禁刑の導入に伴う条文改正）について報告があった。
- ウ 千葉県情報公開推進会議傍聴要領の一部改正（障害者配慮に関する記述の追加）について事務局から提案があり、事務局（案）のとおり改正することとなった。

(2) 会議（非公開）の開催状況

ア 令和7年度の苦情の調査結果の検討状況について

令和7年8月8日の第1回会議の第2部で審議を行った。
令和6年度に提出された苦情3件（申出実人数1名）について審議した。
なお、令和7年度に申出のあった苦情2件（R7－苦情1・2）は、令和8年度に繰り越した。

イ 提出された苦情の検討結果について

3件の苦情処理の検討の結果、1件については実施機関の対応は不適切とは言えないもの、2件については情報公開推進会議の調査事項ではないものの判断となり、実施機関へ是正意見を出すものはなかった。

【参考】苦情処理状況（件）

提出年度 処理結果	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施機関に 是正を求めた 事案	5	0	2	1	4	7	18	13	0	2	3	2	0
実施機関の 対応に不適切 な点がなかった 事案	10	15	4	19	5	3	4	5	7	5	8	11	4
行政不服審査法 など他制度に より処理される べき事案	3	2	0	0	5	1	5	3	1	0	4	0	2
取下げの事案	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別 苦情処理件数 (申出実人数) 名	19 (2)	17 (1)	6 (2)	20 (2)	14 (3)	11 (3)	27 (2)	21 (1)	8 (2)	7 (2)	15 (3)	13 (3)	6 (2)

※令和8年6月末時点：令和7年度中提出の未処理案件2

2 開示請求等の状況

(1) 開示請求の状況

年 度	5	6	7
請求件数	1,551	1,746	1,888
決定件数	11,218	16,932	17,606

※7年度は速報値

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書等の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求等に対して決定された文書の件数である。

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていない（以下同じ）。

(2) 実施機関別決定件数

年 度		5	6	7
知事部局	件数	8,440	8,383	15,067
	割合	75.2%	49.5%	85.6%
教育委員会	件数	1,852	7,056	2,025
	割合	16.5%	41.7%	11.5%
警察本部長	件数	521	787	188
	割合	4.6%	4.6%	1.1%
企業局長	件数	254	641	215
	割合	2.3%	3.8%	1.2%
選挙管理委員会	件数	68	40	61
	割合	0.6%	0.2%	0.3%
病院局長	件数	66	12	38
	割合	0.6%	0.1%	0.2%
その他	件数	17	13	12
	割合	0.2%	0.1%	0.1%
合 計	件数	11,218	16,932	17,606
	割合	100%	100%	100%

(3) 請求の処理状況

年 度		合 計	開 示	部分開示	不開示	取下げ
5	件数	11,218	3,968	6,683	567	111
	割合	66%	23.4%	39.5%	3.3%	
6	件数	16,932	9,770	6,568	594	142
	割合	96%	55.5%	37.3%	3.4%	
7	件数	17,606	9,713	7,337	556	149
	割合	100%	55.2%	41.7%	3.2%	

(4) 決定件数の各県比較

年 度	4	5	6	7
千葉県	11,990	11,218	16,932	17,606
茨城県	25,155	5,956	4,892	8,264
栃木県	3,670	2,328	3,814	3,480
群馬県	7,148	1,943	1,486	-
埼玉県	7,698	22,777	29,409	16,406
東京都	7,482	7,600	7,715	8,044
神奈川県	19,442	10,841	15,000	-

※決定件数は各県の公表数値をそのまま表示しています。

※資料作成時点で群馬・神奈川は速報値の発表がありません。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての状況

(件)

年 度	5	6	7
知事部局	10	9	49
教育委員会	8	13	22
その他	0	1	4
合 計	18	23	75

(2) 不服申立ての処理状況

(件)

年 度	前年度 未処理	新 規 申 立 て	裁 決 等					年度末 未処理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	
令和５年度	577	18	0	9	1	0	1	584
			11					
令和６年度	584	23	0	7	11	5	0	584
			23					
令和７年度	584	75	0	8	19	2	0	630
			29					

○ 公文書管理条例（仮称）の制定について

1 概要

現在、県では、公文書管理に係る基本的な考え方を定める、（仮称）千葉県公文書の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）の制定に向けた検討が進められており、令和8年5月15日（第1回）、6月10日（第2回）、7月15日（第3回）に「千葉県公文書管理条例（仮称）に関する検討会議」が開催されたところである。

この検討会議では、文書管理の在り方等の諸課題について多角的に検討を進めることとなっている。

※ 検討会議委員

大林 啓吾 （慶応義塾大学法学部 教授）

小関 悠一郎（千葉大学大学院 教育学研究院 教授）

谷 麻衣子 （佐野総合法律事務所 弁護士）

富沢 昇 （千葉県産業振興センター 理事長）

松島 隆一 （東京大学空間情報科学研究センター 特任研究員）

2 情報公開条例との関係について

（1）行政文書の定義（2条2項）の整理

現行の情報公開条例では、県の文書館等の施設において歴史的文化的資料等として特別の管理がなされているもの（2条2項2号）は、開示請求の対象となる「行政文書」から除外している。

一方、公文書管理条例では「行政文書」について定義するほか、新たに「特定歴史公文書※」を定義し、その閲覧・写しの交付等を同条例の利用請求手続により規定することが検討されている。

このため、情報公開条例の「行政文書」の定義については、公文書管理条例の制定に伴い、それぞれの条例における規定内容等に照らし、何らかの整理が必要になるものと思われる。

※ 特定歴史公文書…保存期間が経過した行政文書で、保存期間経過後、歴史資料として重要であるとして文書館に移管された文書

（2）行政文書の管理規定（29条）の整理

現行の情報公開条例29条では、行政文書を適切に管理すること（1項）及び行政文書の作成・保存・廃棄等に関して必要な事項を定めて公表すること（2項）を規定しているが、この文書の管理に関する基本枠組みは、公文書管理条例の制定により、同条例において体系的に規定されることとなる。

このため、情報公開条例29条については、公文書管理条例の制定に伴い、削除を含めて何らかの整理が必要になるものと思われる。

○ 情報公開総合窓口の受付時間の変更について

1 概要

情報公開総合窓口（県庁本庁、審査情報課内に設置）の受付時間について、令和8年10月1日から、現在の午前9時から午後5時までとなっているものを、試行的に午前9時から午後4時までに変更する予定となっている。

出先機関の一部の情報公開窓口の受付時間についても、同様の変更を行う予定となっている。

2 変更理由

県では、中長期的な利用者サービスの向上や職員の勤務環境の改善のために、県庁本庁と出先機関の窓口の一部について受付時間の試行的な変更を行う方針であり、情報公開総合窓口も、この変更の対象となったものである。

受付時間を午後4時まで短縮し、窓口業務終了後に事務処理を集中的に行うためのまとまった時間を確保することで、業務効率化を行い、さらなる利用者へのサービス向上を図るとともに、職員の勤務環境の改善を図ることを目的としている。

3 実施時期

令和8年10月1日から試行的に受付時間の変更を行い、試行結果を検証した上で、令和9年10月から本格的実施を目指すこととなっている。

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

令和8年3月31日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号
住所
氏名
〔法人その他
所在地、
連絡先電話〕

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☒ 千葉県情報公開条例第27条の2第2項

☐ 千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	情報公開事務に係る苦情の申出及び情報公開制度の運営の改善に関する意見は、目下、郵送、FAXまたは持参により提出することができるのみですが、情報公開請求同様に、提出方法に電子申請を追加して、これらを電子申請によっても提出することができるように改善すべきです。 このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、26条、27条をはじめとして、5条、8条本文、27条の2各項、29条各項、30条の規定及び趣旨並びに同条例全体の精神に合致するものというべきです。以上以下余白
-------	--

